

第百八十九回国会

参議院外交防衛委員会會議録第十六号

平成二十七年五月二十六日(火曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

五月二十一日	馬場 成志君	補欠選任	松山 政司君
野田 国義君	北澤 俊美君		
五月二十二日	河野 義博君	補欠選任	石川 博崇君
五月二十五日	宇都 隆史君	補欠選任	山下 雄平君

出席者は左のとおり。

委員理事

片山 さつき君	北村 経夫君	佐藤 正久君	三木 亨君	大野 元裕君	荒木 清寛君	小坂 憲次君	末松 信介君	豊田 俊郎君	松山 政司君	山下 雄平君	北澤 俊美君	小西 洋之君	福山 哲郎君	藤田 幸久君	石川 博崇君	小野 次郎君
---------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

国務大臣

外務大臣 岸田 文雄君
防衛大臣 中谷 元君

事務局側

常任委員会専門員 宇佐美正行君
政府参考人 内閣府大臣官房 宇宙審議官 小宮 義則君
外務省北米局長 富田 浩司君
防衛大臣官房長 豊田 硬君
防衛大臣官房技衛監 外園 博一君
防衛大臣官房審議官 吉田 正一君
防衛省防衛政策局長 黒江 哲郎君
防衛省運用企画局長 深山 延暁君
防衛省人事教育局長 眞部 朗君
防衛省地方協力局長 中島 明彦君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(片山さつき君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、馬場成志君、野田国義君、河野義博君及び宇都隆史君が委員を辞任され、その補欠として松山政司君、北澤俊美君、石川博崇君及び山下雄平君が選任されました。

○委員長(片山さつき君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣府大臣官房宇宙審議官小宮義則君外八名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(片山さつき君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(片山さつき君) 防衛省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○三木亨君 おはようございます。今日もお暑うございます。

実は、前の委員会にときに休暇中に和歌山で財布をなくしたという話をしまして、私も諦めておりましたが、委員の方からは時々、財布どうなったというふうに心配して声を掛けていただいているので追加報告ということで、先日見付かったという事で実は送り返していただきました。大した財産的価値はございませんが、本当にうれしかったです。というのは、そういうふうに正直に送り返してきていただいたという和歌山の方の心根が本当に私にとっては感動させていただきました。さすが二階総務会長のお膝元だと感銘を受けたところでございます。

では、感謝の気持ちを込めまして、今日は防衛省設置法の一部について質問させていただきます。

まず、今回の防衛省設置法の一部について、改正の動きなんです。平成二十五年の二月に防衛省改革の検討を加速するよう防衛大臣の指示が出されました。それを受けて、同年の八月に「防衛省改革の方向性」というものが策定された中で、その施策の実現を図るものであるというふうにも私も承知いたしております。

そこで、今回改めて、「防衛省改革の方向性」、その趣旨と今回の法案の関係について御説明いただけたらと思います。

○国務大臣(中谷元君) 平成二十五年八月に防衛省にて策定、公表した「防衛省改革の方向性」は、同年二月に発出した防衛省改革の検討の加速化を指示する防衛大臣指示に基づき、我が国を取り巻く厳しい安全保障環境の下、自衛隊をより積極的、効率的に機能させることができるようにするとの観点から、防衛省中央組織の在り方について検討を行った結果を取りまとめたものでございます。

この「防衛省改革の方向性」においては、文官と自衛官の一体感の醸成、防衛力整備の全体最適化、装備取得機能の強化、統合運用機能の強化、政策立案、情報発信機能の強化などに取り組むこととし、主な組織改編として、防衛装備庁の設置も視野に入れた組織改編や実際の部隊運用に関する業務の統合幕僚監部への一本化などを行うこととしております。さらに、こうした方向性は二十五年十二月に閣議決定した防衛計画の大綱や中期防衛力整備計画にも盛り込まれております。

今回の法案はこのような「防衛省改革の方向性」に取りまとめた組織改編を実現するため、所要の法改正を行うものでございます。

○三木亨君 では、続きまして、今防衛大臣の説

明の中にありました「防衛省改革の方向性」の中で、防衛力の整備について部分最適化から全体最適化への改革という、これが必要であるというふうな方針を立てられております。

ぱつと聞くとちよつと分かりにくい言葉ではあるんですが、この部分最適化から全体最適化への改革というのは具体的にどのようなものか、またそのメリットについて御説明いただきたいと思ひます。

○政府参考人(豊田硬君) 先生御指摘の「防衛省改革の方向性」におきましては、防衛力整備について部分最適化から全体最適化への考え方の下、これまで必ずしも十分とは言えませんでした統合運用を踏まえた防衛力の能力評価を重視いたした防衛力整備業務のフローを確立するとともに、装備品等のライフサイクルの一貫した管理によりまして装備取得の効率化、最適化を図り、防衛力の全体最適化に寄与する組織の改編を行う、こういった方向性を示しているところでございます。

これによりまして、陸海空自衛隊縦割りのいわゆる個別最適による防衛力整備というものを排除し、自衛隊として全体最適化された防衛力整備の実現を図るものでございますけれども、今回の法案にはこれを可能とする組織改編としまして、防衛装備庁の新設に必要な法改正を盛り込んでいくところでございます。

○三木亨君 ありがとうございます。

続きまして、本改正案の中には国際協力分野における新たな政策課題に積極的に取り組むために、国際協力に関することを防衛省の所掌事務として追加することとされております。

同規定を追加した意義というものが、そしてまた今後どのような国際協力が想定されているのかということを御説明いただきたいと思ひます。

○政府参考人(豊田硬君) 本法案の国際協力に関するところという所掌事務の追加についての御質問でございますけれども、これまで現行の防衛省設置法の規定を根拠といたしまして防衛装備・技術

協力や能力構築支援に取り組んでまいりましたけれども、さらに、積極的に取り組むべき新たな政策課題といたしまして、私も防衛省が開発した防衛装備の海外移転といった国際的な防衛装備・技術協力に関する事業や、ほかの支援国が活動していない国・地域において実施する能力構築支援といったものが挙げられます。

これらの業務につきましては、現行の規定に基づくと必ずしも言い切れないと考えられることから、今般、所掌事務に係る国際協力に関することを追加することによりまして、これらの業務を実施することが可能になると考えているところでございます。

○三木亨君 では次に、防衛大臣の補佐機能の強化ということについてお聞きしたいと思います。

この防衛省設置法の第十二条において、政府は政策的見地からの大臣補佐と軍事的、専門的見地からの大臣補佐を調整、吻合する規定であるとしておりますけれども、今回、同条を改正する意義というものをいま一度御説明いただきたいと思ひます。

そしてまた、文官と自衛官の関係について、前の委員会でも少し議論ございましたけれども、過去の国会答弁も含めて、これまで政府はどのように解釈してきたのかということを変更してお伺いさせていただきますと思ひます。

○国務大臣(中谷元君) 防衛省設置法第十二条の改正は、今般、統合幕僚監部の改編や防衛装備庁の新設により防衛省の組織構成が変更をされることから、同条においても新たな組織構成に適切に対応した規定とするものであります。ただし、政策的見地からの大臣補佐と軍事専門的見地からの大臣補佐を調整、吻合するという従来からの同条の趣旨自体は変更しません。

また、文官と自衛官との関係について、これまでの国会審議において、過去の政府答弁中、文官統制や文官優位という文言を用いているものがあり、かかる答弁と現在の政府解釈の整合性について御質問がございました。

文民統制における内部部局の文官の役割は、防衛大臣が文民統制を担う際の補佐であり、防衛省設置法第十二条は、官房長及び局長が防衛大臣を補佐する旨を明確に定めています。一般に、補佐の意味は、部下が上司を助けることであり、他人の行為の消極的な制限又は禁止あるいは積極的な下命という意味である統制を補佐者として行うことはできません。

こうしたことを踏まえれば、政府として、文官が部隊を統制するなどの文官統制の考え方は取っていないことは明らかであり、当該答弁についても、内部部局の文官の補佐を受けて行われる大臣による文民統制の趣旨であると理解をされます。

○三木亨君 ありがとうございます。

では、ちよつと別の観点からこのことについてもう一問お聞きしたいと思いますけれども、政治が軍事をコントロールするというものが文民統制であるとする、それをきちんと機能させるためには、政治家たる防衛大臣が適切な判断をできるように文官と自衛官がそれぞれの立場から必要な補佐を行うことが必要不可欠であるというふうに考えられます。

このような観点からしますと、政策的見地からの大臣補佐と軍事専門的見地からの大臣補佐の調整、吻合を趣旨とする防衛省設置法第十二条というものは、背広組と制服組の各々の役割を規定したものであつて、文民統制そのものを定めた規定ではないというふうに私には思えます。

今般の十二条の改正によつて、文民統制が逆に弱まるのではないかというふうな指摘もなされておりますけれども、そのような懸念は当たらないということをご確認させていただきたいと思ひます。

○国務大臣(中谷元君) 現行の防衛省設置法の第十二条、これは文民統制そのものを定めたものではありませんが、従来から、官房長及び局長による政策的見地からの防衛大臣の補佐と各幕僚長による軍事専門的見地からの防衛大臣の補佐を調整、吻合する規定であると説明をしており、文民

統制を担う防衛大臣の補佐に係る規定であることから、文民統制にとつても重要な規定でございます。

防衛省設置法第十二条の改正は、今般、統合幕僚監部の改編や防衛装備庁の新設によつて防衛省の組織構成が変更をされることから、同条についても、政策的見地からの大臣補佐と軍事専門的見地からの大臣補佐を調整、吻合するという従来からの趣旨自体を変更しないままで新たな組織構成に適切に対応した規定とするものでございます。

今般の組織改編というのは、自衛隊に係る重要な判断について、文民統制の主体である防衛大臣が迅速かつ的確な判断が下せられるよう防衛大臣を補佐する体制を整備するものであることから、文民統制はむしろ強化されるものと考えております。

○三木亨君 では、続きまして、防衛装備庁の新設について幾つかお聞きしたいと思います。

新設する防衛装備庁では、ライフサイクルを通じたプロジェクト管理が装備品等の効果的かつ効率的な取得や国際的な防衛装備・技術協力等にもつながるということでございますけれども、ライフサイクルを通じたプロジェクト管理というものがどのように国際的な防衛装備・技術協力を結び付くのか、この辺りを具体的に御説明いただけたらと思ひますので、お願いいたします。

○政府参考人(吉田正一君) お答え申し上げます。

現在、装備品等の開発につきましては、例えばF35戦闘機のように国際的な共同開発が盛んに行われておりまして、こうした傾向は今後も一層進むと予想されます。

他方、我が国がこうした国際共同開発に参画するためにも、スケジュール管理やコスト管理、装備品等の開発に係るリスクの適切な評価などを着実に実施する必要があります。このため、新設する防衛装備庁においては、装備品等の構想段階から研究開発、取得、維持整備といったライフサイクルを通じたプロジェクト管理を行うこととし

ております。

現在、防衛省では、BMD用能力向上型迎撃ミサイル、SM3ブロックII Aと呼んでございますが、この日米共同開発を進めておるところでございます。今後、陸上自衛隊新多用途ヘリコプターの共同開発も進めていくこととしてございます。このような国際的な共同開発案件を適切に進めていく上でもプロジェクト管理を適切に行っていくことが重要というふうに考えてございます。

○三木亨君　ありがとうございます。

そのようなライフサイクルを通じたプロジェクト管理によって効率化できるということはあるんですけれども、ただ、これによりまして装備品等を実際に調達したとしても、実際に現場で使用するのは自衛官の方でございます。実際に装備品を使用する場合の現場のニーズに合わないものというものを選んでしまつては、これは本末転倒であるというふうに思われます。

防衛装備庁では、プロジェクト管理において、現場の意見というものが、これが一番大事でございますけれども、これをどのように吸収するのか、このことについてどうお考えなのか、御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(吉田正一君)　ただいま先生から御指摘ございましたように、今後の装備行政におきましては、運用者のニーズが迅速かつ適切に装備品に反映されることが重要と考えてございます。

このような観点から、防衛装備庁では、プロジェクト管理を行うに当たっては、組織横断的な統合プロジェクトチームなどを通じて、部隊からのニーズを集約している各幕僚監部と装備品取得の構想段階から運用、維持段階に至るまでライフサイクルを通じて緊密に連携することとしております。

また、装備庁のプロジェクト管理部に自衛官を配置し、装備品のユーザーとしての専門的な意見を着実に反映できる組織としてございまして、現在の予定でございますと、プロジェクト管理部の定員百三十二名のうち五十名は自衛官と想定して

ございます。

このような取組により、防衛装備庁においては、適切なコスト管理を行いつつも、運用者にとってより良い装備品がより迅速に取得され、さらには、効率的な補給体制の構築も図れるようにと考えてございまして、現場の声に軸足を置いた装備行政となるようにしてまいりたいと考えてございまして。

○三木亨君　ありがとうございます。

では次は、我が国、また我が国の周辺の国についての防衛産業の現状というものについて、これに関連することとしてお聞きしたいと思ひます。

我が国の防衛装備品は、いわゆる兵器廠や工廠、いわゆる国営の軍事工場ですね、これがないために全て民間企業に戦車を委ねております。戦車は千社というのは、戦車の方はタンクで、後の千社の方はサウザンドカンパニーでいいんですかね、千社ぐらいの会社が集まつてやつと戦車がでるというふうな、そういうことで(発言する者あり)済みません、英語が通じなかつたようでございす。戦車は千社と言われるように、戦車に千三百社程度の企業が関わっておりますし、また、護衛艦は約二千五百社、戦闘機は千百社が関連するとも言われております。

近年の防衛装備品の高度化、ハイテク化や国際共同開発の流れというものがこうした防衛産業にどのような影響を及ぼしているのか、その我が国の現状というものについて御説明いただけたらと思ひます。

○政府参考人(吉田正一君)　先生御指摘のとおり非常に裾野の広い防衛産業でございますが、近年の防衛装備品等の高度化、複雑化によりまして装備品の単価が非常に高くなつてございます。他方で、維持整備というふうな経費が増大しているのも現状でございます。限られた予算の中で、調達数量の減少というふうな事象が起きてございす。

その結果、高い技能を持つ熟練技術者の維持、育成でございますとか、熟練技術者から若手技術

者への技能伝承が行えないといった問題が一部で顕在化してございます。また、調達する数量の減少の結果、その影響への対応が不可能となった中小企業を含めた一部企業においては、防衛事業からの撤退等が生じている状況でございます。

また、御指摘になられましたような防衛装備品等に係る技術革新や開発コスト高騰を受けて、欧米においては航空機等について国際共同開発・生産が主流となつてきてございますが、我が国防衛産業においても、このような動向に自分の強みを生かしつつ、弱みを補うような形で適切に対応することが求められているというふうに考えてございます。

○三木亨君　ありがとうございます。

ということは、これから先、こういったことを進めていく中においても、そういう部分での技術というのを持つている人や会社というのを守つていくというか、伝えていくことが非常に重要だなというふうには感じております。

もう一つこのことに関してお聞きしたいと思ひますけれども、半分の興味部分があるんですが、隣国の中国ですね、これは近年国防費を大幅に増やしております。国防予算額は昨年度が約十三兆円、実際にはこの倍程度になるのではないかと、いうふうな指摘もあつます。こうした中国の国防費の中で防衛装備品の占める額がどれぐらいあるのかというふうなことも興味がございますので、分かる範囲で結構ですので御説明いただけたらと思ひます。

○政府参考人(黒江哲郎君)　中国の国防費とその内訳につきまして、ただいま御質問ございました。先生御指摘のとおり、中国は非常に高い水準で国防費を増やしております。御指摘のとおり、昨年度、一定のレートに換算しますと約十三兆、二〇一五年でいいますと約十六兆という多額の国防費というものを使つておられるわけでございます。これは既に日本の防衛関係費の約三・三倍と。また、先生からもありましたけれども、これは公表しているものだけでございますので、実際上のものは

更に大きくなるだろうと。例えば、先日アメリカの国防省が発表いたしました中国の軍事及び安全保障の進展に関する年次報告、この中では、外国からの兵器調達でありますとか研究開発といったものを公表国防費の中には含んでいないと、したがって約一・二倍以上になつていっているのではないかと、いう見解をしております。

その上で、国防費の内訳でございますけれども、これは正直申し上げて非常に見積もるのが難しいと。いいますのは、中国自身が過去、二〇〇七年度と二〇〇九年度の国防費支出に限りまして中国の白書の中で内訳をごく大まかに述べたことがあるという、そういう実績しかないというのが現状でございます。それによりまして、装備費については公表国防費のおおむね三分の一程度の水準になつておるということでございます。ただ、最近、昨年にきまして、あるいは今年、二〇一五年にきまして、こういった内訳について中国が一切説明をしていないというのが現状でございます。

ただ、御参考に申し上げれば、過去、三分の一程度といったことを中国自身が言つたことがあるという、その程度でございます。

○三木亨君　ありがとうございます。なかなかよく分からないところがある国なので、それぐらいなんだろうという気はしますが。

ただ、この額だけではなくて、どういう部品とかどういふものを外から仕入れていて、中国の方からはどういふものを輸出しているかということも非常に興味があるところでありまして、そういったものを分析することによって、かの国の技術力であるとかあるいは軍事的な方針というものを推測できるのではないかと思いますので、そういったところもこれから注視していただきたいというふうに感じております。

では、最後に、航空自衛隊の航空総隊の改編について二つお聞きしたいと思ひます。

本改正案は、南西地域の防衛態勢の充実のため、福岡県の築城基地から一個飛行隊を沖縄県に

那覇基地に移動させ、那覇基地の戦闘機部隊を二個飛行隊化して第九航空団を新編することとしています。

第九航空団の新編によって南西地域の防空態勢がどのように強化されるのか、具体的な御説明をお願いいたします。

○政府参考人(黒江哲郎君) 第九航空団の新編に關しましての御質問でございます。

平成二十六年年度に航空自衛隊が実施をいたしました緊急発進、すなわち、いわゆるスクランブルでございますけれども、この回数といいますが、昭和五十九年度の九百四十四回というものに続く史上二番目、九百四十三回に上っております。そのうちの四百六十八回が沖縄地域にございます。西航空混成団が実施をしております。すなわち、半分程度は沖縄の部隊が負っておりますということでございます。

こういった現状を踏まえまして、平成二十七年年度末までに、現在の戦闘機部隊、那覇基地に一個飛行隊あるわけでございますが、これを二個飛行隊に増勢をして新たに第九航空団を新編するということでございます。

したがって、緊急発進回数等からもうかがわれるような活動量の増大といったものに対応することができるようになるということで、南西地域における航空自衛隊の運用体制の充実が図られると。これをもって、我々としては、様々な事態に対する対処力、さらには抑止力といったものが高まるというふうに考えておるところでございます。

○三木亨君 ありがとうございます。

南西諸島の防空態勢について、これは数字から見ても非常に強化していかなければいけないということも分かりますし、そこに力を注いでいくんだということも分かりますが、一遍に日本の防空態勢を強化、急にはできないということは、どこかを強化するとどこかの方に穴が空くというのが世の中の常でございますので、その観点から最後にもう一問お聞きしたいと思います。

那覇基地の戦闘機部隊を二個飛行隊化して第九航空団を新編しますと、築城基地の戦闘機部隊は一個飛行隊のみになります。そこで防衛省は、平成二十八年年度に青森県の三沢基地から築城基地へ一個飛行隊を移動させて築城基地の二個飛行隊体制を維持するとともに、三沢基地へは平成二十九年年度以降に次期主力戦闘機のF35Aを逐次導入していく予定であるというふうにお聞きしております。

三沢基地へのF35の納入に向けた準備は今のところ順調に進んでいるのか、仮にこの納入が遅れた場合に三沢基地は一個飛行隊のまゝいつてしまふのか、我が国の防空態勢にこれがどのような影響を与えるのかということを政府にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(黒江哲郎君) 第九航空団の新編に伴いまして、部隊を玉突きをしていくわけでございますけれども、それに従って生ずる影響についてのお尋ねであると思います。

この点につきましては、ただいま先生御指摘がありましたように、まず築城の部隊を持つていくと。また、築城の部隊を増勢するために二十八年年度に一個隊増やすと。その結果、三沢基地がしばらくの間一個隊になるということでございますが、この一個隊として運用される期間というのを極力短くするということは当然必要でございますので、我々としては二つの方向から、すなわち一つは、三沢基地におきまして必要な施設整備といったものを行っていくのと同時に、入ってきます戦闘機でありますF35の取得といったものを順調に進めていくと、これらが課題だと考えておるところでございます。

特に、F35の取得につきましては、平成二十四年度の予算から取得経費を計上させていただきまして、平成二十七年予算までの間で計十六機分の予算の計上というものをお許しいただいたわけでございます。

こういったことを今後も続けまして、できる限り三沢の基地が一個隊であるという状況というの

を短くしていくということで、今後とも着実な防衛力整備に努めたいと考えておるところでございます。

○三木亨君 では、時間が来ましたので、終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○大野元裕君 民主党・新緑風会、大野元裕でございます。

三木先生のように気の利いた入りができないものですから、私はまず政府に対する文句から入らせていただきますと思っております。

人質殺害事件というものが中東で起こりまして、政府から検証報告書、それから外務省からは検討チームの報告書が出てきました。この報告書につきましては、中身見るとお手盛りの茶番ではありますけれども、これ、我々委員が知ったのは実は報道でございます。そういった意味では余りにも国会を軽視していると思えますし、これについてはしっかりと時間を取って改めて質問させていただきますことをまず冒頭申し上げまして、質問に入らせていただきますと思っております。

さて、この防衛省設置法案に關しましては、今日もありましたが、シビリアンコントロールに關する議論が種々なされました。

防衛大臣にお伺いしますが、文民統制とは軍に対する政治の優先を言っている、これはもう既に何度もお聞きしました。これはもう繰り返されることは結構でございますので、その上で、次に、防衛省内部については、大臣は、防衛大臣が内部の部局により補佐を受けて文民統制を行う、つまり、あくまで内部部局は大臣に対する補佐であつて、大臣は文民政治家として軍を統括する、こういうことをおっしゃってきたと私は理解しますが、まずそれを確認させていただきます。よろしいでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 防衛省における統制は、文民である防衛大臣が自衛隊を管理・運営して統制をすることと認識しております。

この文民統制における内部部局の文官の役割は

防衛大臣を補佐することとございまして、防衛大臣による文民統制を助けるものとして重要な役割を果たしており、あくまで防衛省における文民統制は防衛大臣による統制でありまして、内部部局の文官が部隊を統制するという関係はございません。

○大野元裕君 私も、その御説明は何度もお伺いして、そこは理解をしたつもりです。

その上で、そうだとすると、私、腑に落ちないのは、昭和四十五年四月七日の佐藤総理の国会答弁で、彼は、あえて、国会の統制と内閣の統制、それから国防会議の統制と三分けるんですね。その上で、分けた上で、文官という言葉を用いて、防衛庁内部の文官統制、これはあえて分けて言っています。

そうすると、この防衛庁内部の文官統制というのが今の大臣の御説明からは分からないんですけれども、この防衛庁内部の文官統制という総理の答弁、これ、いかなる統制のことをいうんでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) これに類似しまして、御指摘の答弁は昭和四十五年の四月七日の本会議における佐藤内閣総理大臣からの答弁でございますが、同じ時期、内閣総理大臣の佐藤総理は、昭和四十七年三月十六日の参議院内閣委員会において、文民統制ということは、これを言葉を変えて言うならば、政治が優先していかなければならぬという答弁、同時にまた、国会においても、最高の国家機関である国会が最終的に政治優先という形で文民統制の実を上げている、かように私は理解しておると答弁を行っております。

また、昭和四十七年三月二十七日の衆議院予算委員会においては、防衛庁長官、これは必ず背広でありますと答弁をしております。(発言する者あり) はい。

このように、内部部局の文官の補佐を受けて行われる大臣による文官統制の趣旨であるというふうに理解しております。

○大野元裕君 佐藤総理の文民統制の意味は先ほ

ども私申し上げましたが、大臣のおっしゃるとおりかもしれません。しかし、佐藤総理は、それを四つに文民統制を分けているんです。申し上げましたけれども、国会の統制、内閣の統制、国防会議の統制と防衛庁内部の文官統制、四つに分けているんです。文民統制の意味を改めて別な言葉を引きまして大臣はおっしゃいましたが、その四つに分けた中の、防衛庁内部の文官統制という言葉をあえて分けて使っているんです、最高指揮官たる総理が。この分けたうちの四つの一つ、防衛庁内部の文官統制という言葉、これの説明を求めているんです。それは全くお答え違うと思いますので、改めて賜りたいと思います。

○国務大臣(中谷元君) これは、防衛省部局の文官の補佐を受けて行われる大臣による文民統制の趣旨であると私は理解しております。

○大野元裕君 それならば、大臣による統制でいいじゃないですか。あくまでも防衛庁内部における文官統制というふうに総理が述べているんです。当然、政治家による文官統制とは違うのではないかと私は思っています。

というのは、大臣は三月三日の衆議院の予算委員会での質疑において、佐藤総理のこの言葉について、確かにそういう言葉はありますが、ですが、この文官統制というのは、官僚が自衛隊をコントロールするという意味ではありません。その内容についても、こういう考え方であるということでお話をされたのではないかと思います。

自衛隊をコントロールを文官がするのではない、そうじゃない、それは分かりました。だとすると、防衛庁内部における文官統制はどういう理解なんですか。大臣は否定形でそうじゃないとおっしゃいましたが、だとすると、この防衛庁内部における文官統制という総理がお使いになった言葉は誤りであったということなんですか。是非教えてください。

○国務大臣(中谷元君) 先ほど一部お答えをいたしました。この設置法等に規定される内局の役割としては、補佐としか書かれておりません。補

佐の意味は、部下が上司を助けることであり、他人の行為の消極的な制限又は禁止あるいは積極的な下命という意味である統制を補佐者として行うことはできないということでございますので、私は、この意味が、その文官の補佐を受けて行われる大臣の統率であるというふうに理解しております。

○大野元裕君 私はというのは何ですか、大臣。僕は政府の答弁聞いています。大臣の御理解はそうかもしれないけれども、じゃ、佐藤総理の答弁というのは否定されるということで、それによれば私、これで話終わりますけれども、よろしいですね。

○国務大臣(中谷元君) この文官という言葉は、いろいろ調べてありますが、歴史的背景として、戦後、文民統制という言葉が憲法に規定されました。これはいわゆるシビリアンコントロールで、文民というのは国民であって、この文民が軍をコントロールすると。それ以前の歴史を見てみますと文官という規定がありまして、これは大臣も文官、役人も文官ということでございます。

しかし、今は、大臣は文民で、一般的に役人が文官ということになっておりまして、どういう背景があるか分かりませんが、この答弁の中に文官統制という言葉が入っていたということでございます。

○大野元裕君 済みません、長々とお話をいただきましたが、よく分かりませんという大臣の答弁で本当にいいんです。これは政府の答弁でございまして、私が言っているのは、いいとか悪いとか言っているんじゃないんです。

要するに、きちんとした政府の答弁を求める。文官という言葉は、今おっしゃいました、大臣は文民なんだそうですね、文官というのは役人だとおっしゃいましたけれども、防衛庁内部における文官による統制と言っているわけですから、これについての私はきちんとした答弁を聞きたいと言っているだけなんです。是非そこは、防衛庁の内部の文官統制という言葉についてもう一

度、佐藤総理の言葉を否定されるならそれでも結構です。是非お聞かせください。

○国務大臣(中谷元君) じゃ、政府の見解を申し上げます。

お尋ねの佐藤内閣総理大臣の答弁についても、内部部局の文官の補佐を受けて行われる大臣による文民統制の趣旨であるということでございます。

○大野元裕君 先ほど申し上げましたとおり、四つ分けた中での防衛庁内部と言っているわけですから、これは大臣による、あるいは内閣による文民統制とはまた違う話ですから、そこは大臣、これじゃやっぱりもたないですよ、議論が。これ、我々としては真面目に法案を議論しようというわけですから、その中に書いてあることについて聞いているわけですから、ここは大臣、文官に関して、きちんとして整理をして、まだまだこれ時間、質疑ありますから、多分これ議論させていただきますので、ちょっと今日はここで止めておきますけれども、しっかりと整理をして答弁をしていただきたいと思います。

その上で、この十二条について伺いますけれども、十二条は文官による大臣の補佐を規定しています。それはまずよろしいですね。その上で、文官が大臣を補佐して文民統制が構成されているのを、これは大臣おっしゃいました。

他方で、法案の十二条、現在のじゃなくて新しい法案の十二条では、いわゆるユニホームと相まっての補佐に変更をされています。これ、いわゆるユニホーム、武官ですね、が大臣を補佐して文民統制を遂行させるということは、これは統制を受ける側が補佐をして、もしも、先ほどおっしゃいました、文官が補佐をして大臣がコントロールするものが文民統制であるとしたら、ユニホームが補佐をして、統制される側が統制する側を統制するとなれば、これはマッチポンプ、言わば統制されるべき者が重要な統制権者を補佐することになってしまつて、制度としてこれ問題残ることにはならないのかどうか、大臣の御見解を伺いた

いと思います。

○国務大臣(中谷元君) いずれも補佐でありまして、統制するのは大臣でございます。

防衛省・自衛隊の管理・運営に当たって防衛大臣が的確な判断を行うために、自衛隊の管理・運営の性格上、法令を含む政策的な観点と同時に高度の軍事専門的知識を必要とします。そのために、政策的見地からの大臣の補佐と軍事専門的見地からの大臣の補佐が言わば両輪としてバランスよく行われる必要があります。防衛省においては、このような両見地からの補佐が確実に行われるように各局及び機関が業務を遂行してきたところでありまして、各幕僚長については従来から軍事専門的見地からの大臣の補佐を行っており、自衛隊法第九条二項で、幕僚長は、隊務に關し最高の専門的助言者として防衛大臣を補佐するといたしております。この防衛省設置法第十二条の改正案は、文民統制の主体である防衛大臣がこのような両見地から補佐を受けることを積極的に確認するものであることから、何ら問題はないと思っております。

○大野元裕君 だったら九条二項でいいじゃないですか。幕僚長がそれ、大臣の補佐するわけですから、それは専門的見地からやるわけですから、相まってこれやるというのをわざわざ書き込むのは私にはよく分かりません。

正直、かつて防衛庁の次官が装備品の調達や制服の人事に強硬に介入するとか、あるいは三浦瑠麗さんがおっしゃっているようにシビリアンの暴走とか、そういった意味で、私は、今の防衛省の在り方が果たしていいかどうかというのは、これはもちろん議論はあると思います。ただ、これ制度の問題を今議論しているわけですから、文民統制に対して国民が懸念を抱くような状況というのは、今立派な大臣がおられるからいいですよ、しかし大臣が替わつたらこれ変わってしまうので、私は好ましくないと考えます。なぜなら、制度ですから、これは悪用されるということも含めて、そういうことがあってはならないというの

が制度だと思っています。

ところで、大臣はこれまでの国会答弁で繰り返して、各幕は隊務に専念すべきだと御答弁されてきました。ところが、これ資料でお配りしましたけれども、二枚紙のA4の横紙ですが、これ見ますと、防衛省が説明する業務の一元化を見ると、これまでは内部部局、これからCと呼ばせてもいます、それから統幕、Uと呼ばせてもいますけれども、このCとUの間で同じ任務に関する異なる役割がこれまで分担されてきたんですね。この現状の左側の方です。同じ任務に関する異なる役割が分担されてきました。そのうちの一部を今度は統幕に寄せようというのがこの今回の改革の柱の一つです。

隊務というのは、私、自衛隊の純粋な任務を指すんだと思うんですが、これは実は、正確にはCという業務、重複していません。同じ任務の中での異なる役割分担がこれまで違う形で行われてきたんだと思うんです。そうすると、今まで行ってきた自衛隊の部隊運用に関する情報の官邸等への通報や関係機関との調整、対外説明などは、これ今度統幕の方へ行っちゃうわけですから、大臣、これ、隊務に専念するべきならば統幕の方へ寄せるべきじゃないんじゃないんですか。大臣のおっしゃっている隊務ではないんじゃないんでしょうか、教えてください。

○国務大臣(中谷元君) これまで、例えば自衛隊の実際の部隊運用に関する対外的な連絡調整や防衛大臣の状況報告といった業務については、統合幕僚監部のみならず内部部局も行っていました。が、今般の防衛省改革において、このような業務を統合幕僚監部に一元化することとしたしております。これに伴いまして、防衛省の中の統合幕僚監部の所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊の隊務に關し防衛大臣を補佐する統合幕僚長は、これらの業務についても防衛大臣を一元的に補佐することになります。

この各幕僚長を始めとする自衛官が行うこととされている自衛隊の隊務とは、実力組織としての

自衛隊の部隊運用を始めとする部隊の管理・運営に係る事務、すなわち軍事専門的な事務を指すものでありまして、そのような事務であれば、対外調整や対外説明といった業務も自衛隊の隊務に含まれるものがあると考えられます。

○大野元裕君 そうすると、これ、今まで自衛隊がやるべき隊務を幕がやっていたということですか。大臣、ちょっと確認させてください。

○政府参考人(豊田健君) 先生御指摘の、自衛隊の資料の中にございます自衛隊の部隊運用に関する情報の官邸等への通報、部隊等が行動する上での関係省庁や自治体との調整につきましては、内部部局と幕僚監部の方で重複して行っていたという事実があります。

これを、大臣から御説明申し上げましたように、規定自体は動かないわけでございますけれども、実業務について、言わば統合幕僚監部の方に一元化する、寄せるという作業を今回行うということでございます。これらの業務は従来も隊務の一環でございまして、今後も隊務の一環という理解をしております。

○大野元裕君 ちょっと待ってください。重複していたんですか。部隊が行動する上での関係省庁や自治体との調整は隊がやっていたんですか、これ確認させてください。

○政府参考人(豊田健君) 部隊等が行動する上での関係省庁や自治体との調整につきましては、正式に内容が確定されるまでの間は内部部局の方からやらせていただいておりますけれども、実際に行動について確定していく方は統合幕僚監部の方で行っていたという実態がございます。

○大野元裕君 重複してないじゃないですか。だから、同じ任務を役割分担していたんでしょ。重複していたんじゃないかと思えますよ。同じことをやっていたんですか。それまでの調整を正式に確定するまでの間、隊と各幕が並行してやっていたんですか。あるいは、それが終わった後、下準備が終わった後に、きちんとしたものを両方がやっていたんですか。重複じゃないじゃないで

すか。これ、正確にきちんと答えてください。

○政府参考人(豊田健君) お答え申し上げます。情報の官邸等への通報あるいは部隊等が行動する上での関係省庁や自治体との調整という業務の内容に關しては重複があったということでございます。

○大野元裕君 だから、任務、業務の内容については重複はあったかもしれない、それはあったかもしれない、役割分担で同じことをやっていたわけじゃないですよとさっきから聞いているんです。

そうすると、これを、先ほどお示しましたけれども、統幕の方に持つてくるということは、これ隊務が増えるということなのか、あるいは隊務でなかったものが新しく隊務に加わるということですか。隊務というのは、多分大臣がおっしゃっていたような、定義がきちんとしたものではないんじゃないかと私は想像せざるを得ません。

例えば、こちらの組織図の方を見ても、これまでの、運用第一課に例えば割り振られるものがあります。この左の方ですね、新しく付け加えるものがあります。そうすると、この上には、ラインとしては一番上には統合幕僚長がいますが、副長、つまりUの副長と、それからCの総括官が、二人いるという、こういう横並びというか、両方を課長は見なきゃいけない、報告もしなきゃいけない、そういう組織になってしまつて、今までもUとCの関係についてはいろいろ言われてきました。もちろん円滑に相まってできるということが性善説的に想像できればいいんですけれども、このUとCの関係がきちんと担保できるかどうかというのは私には若干疑問なところがあります。

そうだとすると、大臣、そもそも隊務という定義自体が曖昧な中で、なぜか国会答弁だけは隊務に専念させるから幕にはやらせない。私は、物によっては、的確に行政の監視や予算の執行を我々が監視する上で不安の残るようなものではなく、大臣のおっしゃるような隊務なるものが不明確である以上、あるいは両方の関係の担保というものが

がきちんとできないのであれば、やはり私は自衛官若しくは幕による国会への報告や答弁というのはあり得べしと考えますけれども、大臣はこれをいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 自衛官の国会答弁の必要性につきましてはございますが、これはあくまで国会において御判断をされる事項であると考えます。

その上で申し上げますと、やはり各幕僚長を始めとする自衛官は、引き続き防衛大臣を軍事専門的見地から補佐をするものとして自衛隊の部隊運用を始めとする部隊の管理・運営に専念すべきであることから、国会答弁についても従来と同じく官房長や局長に、また改編後の統合幕僚監部にあつては、その中におります運用政策総括官といった文官に行わせる方針でございます。

○大野元裕君 先ほど申し上げました、部隊の管理・運営に専念する。しかし、その部隊の管理・運営なるものが曖昧じゃないですか。これまで隊務じゃないことをやってきたわけですか。あるいは、隊務であることをCがやってきたわけですか。そういうことになってしまつたので、だからこそ、私は必ずしも限定するべきではないと思つています。

ただ、今日はまだ頭出しなので、これから同僚の議員がどんどん突っ込んでいきますので、不明な部分につきましては、ここではかのことをお伺いします。

総理の予算委員会におけるF35の発言につきまして大臣に対して政府の統一見解を求めましたところ、四月の二十三日付けで、F35の一部を国内で生産した場合の調達価格という、こういう紙をいただきました。これ、賜りましたことを感謝をさせていただきます。これ、賜りましたことを感謝をさせていただきます。

このときの総理の答弁、二重の意味で誤りでした。まず、F35は我が国が生産の一部参画するということはないんだと思つてます。それから、一機当たりの購入価格が廉価になるという総理の発言は明らかに誤りであつたと私は思つていま

す。

ただ、それはそれで結構なんですが、このときの総理の御発言は実は前段がありまして、我が国による武器輸出三原則緩和の必要性に關してだったんです。そのとき総理は、当然、できたF35、できたといっても、本来は日本は絡まないんですよ、F35の生産には。で、誤っているんですが、F35がある程度のところに出されていくわけでありますが、これは、今までの規則でいこうとする、かなりの例外になつてくるわけでありまして、今回はちゃんと基準をつくっているわけですから、今後はちゃんと武器輸出三原則の緩和が必要なる理由として、F35が我が国で一部生産されれば廉価に購入できるからと、これを理由にしているんです。

だとすると、この参画について、我が国が輸出する、武器輸出の三原則の緩和が必要だという論理構成自体が、私、これは例示としては不適切になつてしまふんだと思います。我が国が製造に参画していない、製造に参画すれば高くなるという現実の前では、このような武器輸出三原則緩和の理由自体が不適切になると思いますので、これは撤回されるべきだと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 安倍総理は本年の三月六日の衆議院予算委員会において、新たな防衛装備移転三原則に關する質疑において、F35について、この一部を我が国において生産することによって、F35をより安定的に廉価で購入することができ、従来の原則の例外となつた旨の答弁をいたしました。

この答弁は、F35において導入される国際的な後方支援システム、ALGSに日本が参加をし、国内企業が製造する部品を含めてF35ユーザの間で部品等を融通し合うことによって、迅速かつ安定的に適切なコストで部品等が調達でき、維持整備コスト削減を通じてライフサイクルコストの低減が可能になること、そして、これを踏まえて、当時の武器輸出三原則等からの例外化措置をとつ

たとの趣旨を述べたものであると承知しており、適切な答弁であつたと認識しております。

○大野元裕君 不適切ですよ。ALGS、一言も言っていないんですよ。F35の生産に一部参画すればと言っているんですよ。国会答弁、政府の答弁は正確である必要が当然あります。私、中身の結論自体をいいとか悪いとか言っていない。ただ、そういうことをきちんと言わなければならぬ。仮にその防衛大臣がおっしゃっているような趣旨であれば、そういうふうには直せばいいじゃないですか。このまま放つておくのはおかしいと思いますよ、私は。やっぱりそこはきちんと考えてほしい。

最後、もう一言だけ、大臣のコメントを求めます。

○国務大臣(中谷元君) 自衛隊が使用する航空機について、国内産業が製造に参画すると、製造に必要な専門の工具が必要になりまして、これに係る経費、これ、初度費が発生することに加えて、少数しか生産しないことによって製造作業に熟するペースが遅いということから、一般的に完成機を輸入する場合より一機当たりの単価が高くなるということになります。

そのような状況であって総理が廉価で購入することができると申し上げたのは、このF35について、従来の装備品にはない国際的な後方支援システムが新たに構築されて、これに参画することによってライフサイクルコストの低減が可能となつて、これを実現するためには、当時の武器輸出三原則等からの例外化が必要であつた旨を強調するためであつたところであり、適切な答弁であつたと認識しております。

○大野元裕君 だから、それをきちんと言えばいいと言っているだけなんです、私。是非お願いしたいと思います。

時間がないので一問飛ばしてお伺いしますけれども、この防衛装備庁の設置に關して、装備品等の生産の基盤の強化を図ることが三十六条で任務の一つに入っています。これまで汎用品を含む装

備品等の生産の基盤の強化は、産業政策という意味で経済産業省の所管だつたと思います。これを防衛省の所掌としている法的根拠は、私、見た限りないんですけれども、どこにあるんでしょうか。

○政府参考人(吉田正一君) 今、法的根拠というふうなことでございますが、防衛省といたしましては、防衛生産・技術基盤について、防衛力を支える重要な要素であるという考えの下、その維持強化に關する事務を、主に防衛省設置法第四条第十三号、これは装備品等及び役務の調達というところでございますが、また第十四号、これは装備品等の研究開発というふうなところでございますが、こういったところを根拠として防衛生産・技術基盤に關する施策というふうなことに取り組んできたというふうに認識してございます。

○大野元裕君 調達、研究開発はあります。先ほど申し上げたとおり、生産の基盤の強化は所掌としていない、法的にはないというふうに私は思っています。

それに加えて、これは装備品の生産の基盤の強化をやるんだつたら当然的な増加や予算の増額の必要もあると思いますけれども、予算について聞きます。予算、今回増額されたんでしょうか。

○政府参考人(吉田正一君) 二十七年年度予算については、一部調査予算等で二千万円程度のものを講じているところでございますが、本格的なものは今後、二十八年度に向けて検討していくというふうなことで考えてございます。

○大野元裕君 また一問飛ばしてお伺いします。が、新設される防衛装備庁や防衛本省、経産省及び外務省が關係して多分国際協力の推進は行われるんだらうと想像しますけれども、現時点では、防衛、経産、外務の間に装備品の輸出や管理に關する正式かつ継続的な枠組みはないと理解をしていますけれども、本法案が通ると、これらの省庁の枠組みが変わるということは担保されるんでしょうか。

○政府参考人(吉田正一君) 装備品の移転につきましては、これまでも御説明させていただいてご

ざいます防衛装備移転三原則というふうなものに基づいて実施していくというふうなことでございますが、この防衛移転装備三原則につきましては、その運用指針というふうなことで国家安全保障会議が決定してございますが、その中では、この事務の進め方というふうなものについても規定してございまして、關係省庁というふうなのが連携しながら、国家安全保障会議での審議というプロセスを経て物事を検討を進めていくというふうなことになるというふうな承知してございまして、防衛装備庁ができた後も基本はこの原則は変わることはないと考えてございます。

○大野元裕君 現時点の原則では実はうまく私は必ずしも継続的にできていないから聞いているんです。

防衛装備庁の国際協力については、そもそも三原則緩和の理由が不適切である、予算もない、所掌も書いていない、省庁間の協力についてもここで変わるわけではない、こんな法律でいいのかどうかというのを私はしっかりと明らかにしていかなければ、これからの審議で、ならないと思っています。

時間が余らないので外務大臣に先にお伺いしておきますけれども、NPPTの運用検討会議、これは大変残念な結果だと私は思っています。これまでも中東非核化構想については一般論として外務省は述べていますけれども、これはこれからずっと続く話で、イスラエルに対する配慮はよく分かるんです。しかしながら、中東における核の問題というのは極めて機微な問題であるところ、私は現実の問題として、非核化構想の具体的な進展について我が国は協力をしていくべきだと思いますが、外務大臣の見解を求めたいと思います。

○国務大臣(岸田文雄君) 今回のNPPT運用検討会議ですが、御指摘の中東非大量破壊兵器地帯の設置構想について見解が対立し、あと一歩でこの成果文書採択されませんでした。大変残念に思っております。

そして、御指摘の構想につきましては、今委員

の方からお話がありましたように、我が国はこれまで本件構想を支持しておりました。そして、NPT全体に関わる重要な問題であるということ、これを直接求めてきています。様々なレベルから本件につきまして働きかけを行ってきました。

また、今回のNPT運用検討会議初日に私自身、一般討論演説をさせていただきましたが、その中で地域における核不拡散問題を取り上げて、北朝鮮問題と併せて本件構想の進展を期待する、我が国としても引き続き尽力をしていく、これ、演説の中で明らかにしております。

是非、今回、中東地域が抱える問題、いかに重要かつ困難であるか再認識したわけですが、是非引き続き、具体的にこうした働きかけ、貢献を続けていきたいと考えております。

○大野元裕君 是非、本腰を入れてお願いをさせていただきますかと思っております。

最後に、防衛大臣にもう一度戻ります。

第九航空団の新編につきましてですが、民主党政権時代の二二大綱のほとんど自民党政権時代のものはコピーだと何度も申し上げていますが、実はその中でも数少ない現政権になってから評価できる項目は、私は中期防で取り上げている巡航ミサイル対処だと思っております。中口の巡航ミサイルに対する我が国に対する脅威、これはとても大きなものだと思います。

しかしながら、巡航ミサイル対処は、これは航空団の新編やF35Aの配備では終わってはならないんだと私は思っています。今後、きちんと時間を掛けて例のCC能力の強化とかデータリンクについてはしっかりと議論させていただこうと思っておりますが、その前に、我が国の準天頂衛星、これが運用されるようになって、これはアメリカ

の場合、GPSと組み合わせるわけですが、アメリカは自国の米軍にだけ利用させる以外の精度は落とすというSAという制度をつくって今使っています。

これは、両方組み合わせるともう日本も不便になってくるわけですが、有事の場合は、これは、準天頂衛星に関しては、我が国も同じように、これ相手国が、我が国を攻撃する国が日本の準天頂衛星を使って日本の施設を攻撃するというのはあり得るわけですから、これ、措置をきちんと講ずるべきだと内閣委員会では取り上げたと、内閣官房はやる気がなさそうでございます。

大臣、そこをお願いをしたいんですけど、日本版SAを、これ新編に際しては、防空能力とともに巡航ミサイル対処でもありますので、是非日本版SAを準天頂衛星について検討するべきだと大臣の方から進言するべきだと思っております。

○国務大臣(中谷元君) 巡航ミサイルの対処におきましては、私もその必要性、認識しておりますので、今後検討しなければならぬ課題であると思っております。

そして、このSA等につきましても、この衛星測位システムの利用は巡航ミサイルの誘導精度向上など装備品の性能向上に寄与することから、我が国以外の国による準天頂衛星の利用が我が国の安全保障にどのような影響を与えるかなどについて、防衛省も、防衛省の有する知見に基づいて内閣府の検討に協力をしていきたいと思っております。また、積極的に対応をしてまいりたいと思っております。

○大野元裕君 積極的な御回答ありがとうございます。

これ、本当にあしたでも起こりかねないし、何百発、何千発という巡航ミサイルを持っている隣国があるわけですから、ここに対しては喫緊の課題だと思しますので、最後にこれをお願いを申し上げて、更にまだまだこれ質問をさせていただきます。

ことをお約束を申し上げて、私の質問とさせていただきますかと思っております。

○荒木清寛君 防衛省設置法の改正案についてお尋ねします。

まず、先ほどから議論になっております文民統制でございます。

文民統制とは、民主主義国家における軍事に対する政治の優先を意味するものでありまして、国会、内閣、防衛省内の文民統制の三つがあると考えております。このうち、防衛省内の文民統制については、これまでの衆議院及び参議院の審議でも、背広組と制服組、文官と自衛官の間で優劣の関係があったのなかだったのか、文官が自衛官をコントロールするということ、そういう考え方があったのなかだったのか議論になったところでございます。

そこで、改めて防衛大臣から、防衛省の文民統制について説明を願います。

○国務大臣(中谷元君) 防衛省における統制は、文民である防衛大臣が自衛隊を管理・運営して統制することでございます。文民統制における内部部局の文官の役割は防衛大臣を補佐することでございます。防衛大臣による文民統制を助けるものとして重要な役割を果たしておりますが、あくまで防衛省における文民統制は防衛大臣による統制であり、内部部局の文官が部隊を統制するという関係にはございません。

○荒木清寛君 そうしますと、防衛省の文民統制には文官統制という考え方、そういう運用はなかったということなんですか。

○国務大臣(中谷元君) そのとおりでございます。文官というのは補佐でありまして、大臣を補佐する立場であり、そういうふうな位置付けられております。

○荒木清寛君 その答弁で一貫していることは私も理解するんですが、ただ、衆議院での参考人質疑で、細谷雄一参考人の陳述を読んでおりましたら、私もなるほどなというふうに思ったことがあ

るんですね。

それは、一九五〇年に警察予備隊が発足するわけでありまして。そのときに多くの旧軍人が警察予備隊に入ったといいますが、復帰をしたわけでありまして、そのときに、あくまでも警察官僚が軍をコントロールすることが重要であるという認識があったと、これが文官統制の始まりなんだと。これは細谷参考人の言葉そのまま言えますけれども、そういう形で誤解から始まった文官統制であるんだけれども、今更旧軍人がいるわけではもちろんありませんので、そういう誤解から始まった文官統制を維持する必要があるのかというのが今回の背景にあるという、そういうことを言われておりまして、私は一定のそういう説得力を持って聞いたんですけれども。

そういう背景ではなかったわけなんです。あくまでも大臣がおっしゃるように、現行の十二条と改正後の十二条は全く同じ趣旨で、これまでのそういう文官統制を改めるという、そういう趣旨ではないんだということなんですか。

○国務大臣(中谷元君) 御指摘のように、衆議院の四月二十三日の安全保障委員会における参考人質疑においてそのような意見陳述があったと承知をいたしております。

他方、同日の参考人質疑において、文官統制につき確認を求める質問を行われました。この際、文官統制について意見陳述を行った参考人自身を含めまして、文官統制というのはシビリアン・オフィシャルズ・コントロールで、こんな妙なものはそもそもあるわけではない、これは白石隆教授の御意見です。また、文官が幕僚監部を統制するという意味自体がミスリーディングであったと、これは武蔵勝安教授の御意見でございます。

こういうことを御発言がありました。防衛省設置法第十二条は、官房長及び局長が防衛大臣を補佐する旨を明確に定めておりまして、この補佐の重要性については何ら疑義がないところでありますが、統制を補佐者が行うことはできないことなどを踏まえれば、これら参考人の学術的、専門家と

しての様々な御意見を踏まえても、なお政府としては文官統制の考え方を取っていないことは明らかであると考えております。

○荒木清寛君 防衛省は内局と自衛官の一体の組織でありますから、その中でお互いに優劣を付けることには私も疑問があると思います。あくまでも両者一体となって防衛大臣を補佐すること、文民統制についても相乗的な効果を発揮をしてもいい、このように思います。

そこで、今回の改正防衛省設置法第十二条によりまして、内局の官房長、局長と統合及び陸海空の幕僚長との関係がどのように変わるといえるか改善をするのか、防衛省から具体的に説明を求めます。

○政府参考人(豊田硬君) お答え申し上げます。御指摘の防衛省設置法十二条の改正につきましては、今般、統合幕僚監部の改編や防衛装備庁の新設によりまして防衛省の組織構成が変更されることから、同条についてもこの新たな組織構成に適切に対応した規定とするものでございます。

具体的には、統合幕僚監部が実際の部隊運用に關して対外的な連絡調整を行いましたり、対外説明を行うこととなります。また、防衛装備庁が政策の企画立案を担うということもござります。こういった点を踏まえた上で、引き続き政策的見地から、大臣補佐と軍事専門的見地から、大臣補佐の調整、吻合が適切に行われるということが明確になると考えられます。

その結果といたしまして、先生からお話ございましたように、双方がより緊密に協力し合い、大臣の補佐をより適切に行うことが期待できるのではないかとこのように考えております。

○荒木清寛君 次に、本法案では、統合運用機能の強化のため実際の部隊運用に関する業務を統合幕僚監部に一元化することに伴い、改正第二十二條の八号では統合幕僚監部の所掌事務に連絡調整業務を追加しております。あわせて、第八條の七号では、内部部局の所掌事務に総合調整機能を追加することも規定をしております。

こうした所掌事務の改変が行われる理由と、これによって内部部局及び統幕の関係がどう変わっていくのか、お尋ねします。

○政府参考人(豊田硬君) 今般の組織改編によりまして、自衛隊の運用の分野では、実際の部隊運用に関する業務を統合幕僚監部に一元化することになります。今般は、統合幕僚監部が実際の部隊運用に關しまして、自衛隊の部隊との間のみならず、関係省庁、地方公共団体等に対しまして、情報の連絡や調整といった業務を一元的に行うことになるわけでございます。

その際、調整を受ける側の視点からも法律上の所掌事務として明確化されている必要があるということから、今般、統幕の所掌事務規定に「所掌事務の遂行に必要な連絡調整に関すること。」を追加させていただいたところでございます。これによりまして、今般は、従来は内部部局も行っていた実際の部隊運用に関する連絡調整業務は統合幕僚監部が取りまとめることとなるわけでござります。ただ、その際、内部部局に対しても必要な連絡調整は当然に行われるということでございます。

もう一点、八条についてのお尋ねがございましたけれども、設置法八条につきましては、内部部局の総合調整機能の明確化ということでございます。して、ただいま申し上げましたように、統合運用機能の強化や防衛装備庁の新設によりまして、対外的な調整、対外的な情報の発信等を行う組織が内局以外に大きく広がるわけでございます。こうした中で、防衛省の所掌事務全体につきまして、大臣の判断の下で統一的に遂行されるということを確認する必要があるということから、設置法の第八條の第七号に「前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務に関する各部局及び機関の施策の統一を図るために必要となる総合調整に関すること。」という文言を加えまして、こうした点についての手落ちのないようにさせていただいたというところでございます。

○荒木清寛君 実際の部隊運用に関する業務を統

合幕僚監部に一元化する理由として、今も詳細に議論がありましたが、内部部局と統合幕僚監部の間に実態として業務の重複があつて、それを解消する必要があるんだ、いやいや、その業務の重複はなかったんだではないかという、今も議論があつたわけでありまして、実際改めて、現実はどういう業務の重複があるのか、また、今後そういう重複を解消することによってメリツトを期待しているのか、説明を求めます。

○政府参考人(豊田硬君) お答え申し上げます。これまで、例えば自衛隊の実際の部隊運用に關する対外的な連絡調整でございますとか大臣への状況報告といった業務については統合幕僚監部のみならず内部部局も行ってござりまして、こうした面でも内部部局と統合幕僚監部との間に実態としての業務の重複が存在していたと認識しておるところでございます。

今般の防衛省改革におきましては、実際の部隊運用に關する業務を統合幕僚監部に一元化することによりまして、このような状況を改めたいというふうに考えております。

これによりまして、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中で、自衛隊の部隊運用に關する業務を確保した上で、迅速かつ効率的な面で向上を図りたいというふうに考えているところでございます。

○荒木清寛君 次に、防衛装備庁の新設についてお尋ねをいたします。

ただ、ちよつと時間がもう少なくなりましたので、これにつきましてはまた質問の機会があると思ひますので、次回、私がまた問題提起をさせていただきます。

今日はここで終わりとします。

○浜田和幸君 次世代の党の浜田和幸です。中谷防衛大臣に、今回の防衛装備庁の発足に当たって、やはり同盟国との間の技術の共同開発、あるいはそれに基づく日本発の防衛技術、装備品といったものが海外にもしっかりと波及していく、そういうことを後押しできるような仕掛けに

しなければならぬと思ひます。そういう観点で、今回の防衛装備庁が新しくできることに伴つて、アメリカの似たような使命を持つている機関との協力体制、例えばDCMAあるいはIDA、そしてまたもとより広く言うところではIPAですね、先端技術開発庁、そういったところとはこれまでも日本との間で様々な人的交流や技術の交流はあつたと思ひますけれども、今回の新しい装備庁が発足することに伴つて、これまでとはどう違うのか出てくるのか。

私も、DARPAの主催する防衛に關する様々な技術の展示会、何度か出てきました。そうしますと、民間の企業がそういうところから新しいアイデアを吸収して民生への応用ということを生懸命やつているわけですね。また、日本でも同じようなことが期待できるのかどうか、まずその辺りに關して大臣のお考えをお聞かせください。

○國務大臣(中谷元君) 日米の防衛装備の協力、またカウンターパートの在り方のお尋ねでございますが、装備品の調達、開発に關しては、現在、防衛省は、国防長官府、OSDですね、これの取得・技術・後方支援担当国防次官、ATアンドL付きとの間で日米装備・技術定期協議、SアンドTFなどを通じて協力、連携を行つております。また、ATアンドLの傘下にある国防高等研究計画局、これはDARPAと申しますが、このこと、また国防契約管理庁、これはDCMAとも防衛省の關係機関を含めて適時適切に調整や意見交換等を行つております。

この防衛装備庁の設置後も、これらの機関との適時適切な調整、また意見交換が必要と考えております。今後とも日米双方にとつて有益な装備品の調達、開発等のための協力關係を構築して連携してまいりたいと考えております。

○浜田和幸君 そういう日米間の防衛装備に關する共同研究ですとか技術移転、そういうことを進めるに当たっては、やはり情報の漏えいですとか、あるいは言つてみれば中国等のスパイの対策といったことも必ず出てくると思ひますね。

五月、今年ですね、二十日には、アメリカで六人の中国人のスパイが摘発されて、彼らがアメリカのIT企業で働いていて、そのIT企業からアメリカの海軍ですとか国防総省に様々なソフトウェアが納入されている。そういうことを考えますと、やはりこの日本においても同じような対策、スパイウエアの対策、あるいはスパイそのものに対する防衛策ということも必要になってくると思うんですが、今回の防衛整備庁、そういった言ってみれば情報漏えいとかスパイ対策、そういう点では、日米の協力、どういふことを今考えられているんでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) この点につきましては、平成二十五年の七月に、防衛省・自衛隊及び防衛産業に特徴的なサイバー攻撃等に関して、双方にとつて利益となるパートナーシップを確立、育成して、関係者の様々な技術、知見を活用することによって、まず、防衛省・自衛隊の対処能力の向上、そして、防衛産業の機能、能力の維持、復旧能力の向上、そして、防衛省と防衛産業との間の信頼関係の一層の醸成を図ることを目的といたしましたサイバーディフェンス連携協議会、CDC、これを発足をさせました。

さらに、防衛関連企業の技術者からの情報流出等については、防衛省と契約する企業との間に特約条項、これを設けまして、関係機関以外の情報取扱いや持ち出しの制限等について、厳重な情報保全に関する対策を企業側に徹底をいたしております。

御指摘のように、サイバー攻撃、情報流出への対処、これは差し迫った課題であることから、このような連携枠組みを活用しつつ、情報セキュリティに関する特約条項、そしてサプライチェーンリスク等の対応等、防衛装備品の開発整備に関する防衛産業のセキュリティ強化策については、不断の検討を行ってまいりたいと考えております。

○浜田和幸君 今、防衛省だけではなくて経産省を含めて、先ほども質問ありましたけれども、多

省庁の進めているIMPACTですとね、革新的研究開発推進プログラム、そういうところからのいわゆる民生技術をいかに日本の防衛力の向上のために吸収、応用していくのかということがとても重要な課題、いわゆるデュアルユース技術ですね。

そういう点で、今現在、防衛省、あるいは今度新しくできる防衛整備庁が取り組んでいる他の省庁との連携、先ほど大野委員の質問の中にはそういう連携が十分機能していないんじゃないかという指摘もありましたけれども、現状はどうなっているのか、その点について御紹介いただきたいと思ひます。

○国務大臣(中谷元君) 今お話がありました、多省庁、これが実施するデュアルユース技術を含む研究開発プログラムとして、IMPACTといった研究開発プログラム、これがございまして。こうした研究開発プログラムにおいては、その成果について防衛省の研究開発に活用できる可能性を秘めたものがあると考えておりまして、例えばこのIMPACTのプログラムの一つである超高機能構造たんばく質による素材産業革命、これでは、その成果の活用先の一つとして次世代の防衛防護装備、防弾チョッキですね、これを挙げているものと承知をいたしております。

いずれにせよ、特定の分野に限定することなく、将来の装備品等の製作、創製に向けまして、優れた先端技術の活用を図ることが重要と考えておりまして、今後とも、IMPACTを注視をして、この成果がデュアルユース技術として活用可能であるならば積極的に活用してまいりたいと考えております。

○浜田和幸君 ありがとうございます。次世代の防衛整備力に民間の技術を積極的に活用するということは必要なことだと思いますし、さつき御紹介のあった防弾チョッキだけではなく新素材の開発、そういうこともとても広い範囲で応用の利く分野だと思ひますね。そういった意味で、防衛整備庁の設立に関する

計画の中で、ほぼ二十年後の将来の装備品、そういったもののコンセプト、これを突き詰めてロードマップも作成するということが述べられています。具体的には、様々な無人化、あるいは人間とのか兵士、兵力の言ってみればサイボーグ化といったことも議論になると思ひますけれども、この現在の二十年後のコンセプト化とロードマップ作りということについての検討は一体どういう部局がどのような形で今行っているのか。

ハードの部分だけではなくて、私はソフトの面でもこの研究開発、二十年後は戦わずして、戦う前に敵国のリーダーのマインドをコントロールするような形、そういうことも必要だと思ひますし、人間とロボットのサイボーグ化、具体的な兵士の運動能力ですとか判断力、瞬発力、そういったものを飛躍的に高めていく、そういう研究も必要だと思ひますし、そういう部分はアメリカのDARPA等も相当力を入れて取り組んでいるわけですね。

だから、そういう二十年後を見通した研究開発のコンセプト、これはどういうことを最終的には今考えておられるのか、また具体的な取組の身が分かれば御紹介いただければと思ひます。

○国務大臣(中谷元君) 防衛省におきましては、昨年六月に策定した防衛生産・技術基盤戦略において、研究開発ビジョンを策定することといたしております。

この研究開発ビジョンは、将来の装備品において、技術的優位性を確保するために、内局の装備・技術部門が中心となり、内局の防衛力整備部門、各幕の関係部署及び技術研究本部等の協力を得て、重要な先進技術特定し、将来の戦い方や統合運用といった運用部門のニーズ、また、米同等の国際共同研究開発の可能性を勘案し、策定することといたしております。

なお、既に策定済みの将来戦闘機ビジョンのほか、現在、無人機及び誘導兵器、この二分野においても作成中ということとでございます。

○浜田和幸君 無人機、誘導兵器に加えて、ロ

ボット化というのはどうですか。以前のこの外交防衛委員会でも、アメリカが研究開発中のロボット兵器について質問したことがありますがけれども、我が国でも、ロボット化ということも、ロボット技術が民生部門では大変優れた蓄積があるわけですから、この兵士あるいは装備品のロボット化については、今現状どうなっているんでしょうか。

○政府参考人(外園博一君) お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、DARPAにおいて、人間とロボット技術を融合いたしました兵士用強化スーツや、特に腕等を喪失した兵士のために先進的な補装具に係る研究を行っていることを承知しております。

防衛省においても、個人用の装備品等の重量物を装着、携行した隊員の迅速機敏な行動を実現するため、携行力及び機動力を発揮可能な高機動パワードスーツについて研究に着手しております。

また、これ以外にも、今後、防衛省では、隊員の安全を守るため、その他各種ロボットの技術研究の推進に努めてまいりたいと思っております。

○浜田和幸君 是非、そういったロボット技術と人体、細胞等の再生技術ですね、そういう分野では日本が世界をリードしている部分もありますから、そういった技術を是非この安全保障、軍事的な応用ということも進めていかなければならないと思ひますし、やはり最大の同盟国であるアメリカが一歩先を進んでいるということも鑑みれば、日米の協力ということも是非新しい装備庁の設立に伴って進めていただきたいと思ひます。

もう一つ質問したいのが、ほかの諸外国が活動していない国や地域で我が国の防衛省・自衛隊が能力構築の支援活動ですね、キャパビル、これに幅広く取り組んでいるということはよく承知しています。今後、新しい装備庁ができることによって、こういったキャパビル支援について今まで以上に協力の範囲が広がってくると思ひますが、途上国からの日本に対する要請、こういった分野でのキャパビルの要請があるのか、どういう形で

日本が途上国に対するキャパビル支援を行っているのか、というプロセスを経て具体的にどういうような技術を提供しているのか、その点について御紹介いただきたいと思います。

○国務大臣(中谷元君) キャパビルにつきましては、現在、主に東南アジア諸国を対象に、自衛官を教官として相手国に派遣をしたり、また、相手国の要員を日本に招聘して、自衛隊の部隊等において研修をしていただいていることによって、人材育成、これを支援して、相手国自身の能力を向上させることを通じてグローバルな安全保障環境の改善を図るところでございます。

また、キャパビル支援が主に対象国とする東南アジア諸国に対する防衛装備・技術協力については、海洋安全保障、災害救助、海賊対処など非伝統的安全保障分野等において協力関係の構築を積極的に図ることとしております。

これらはいずれも地域の平和と安定に寄与するものであり、今後、両国の有機的な連携を図ることによりまして、一層効果的、効率的な支援の実施に努めてまいりたいと考えております。

○浜田和幸君 今大臣が御紹介になりましたように、気象・海洋関係ですとかあるいは潜水医学ですとか、様々な分野で日本の技術が評価されている。となると、その流れに沿って日本製の装備品、あるいは民生品も含めて、それをどんどんそういった日本の技術指導を受けている国々に対して売り込んでいく、こういうことも新しい成長産業として、せっかく防衛装備の技術が広がっていく裾野は広いわけですから、そういう技術の部分と人材育成で協力している部分を一体化させていくということがこれからはとても日本のための経済あるいは貿易への観点でも必要になってくると思うんですけれども、その辺りの大臣の基本的なお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(中谷元君) この点におきましては、積極的に東南アジア諸国を中心に協議をし、また協力も実施をいたしております。

この連携につきましては現時点で具体的な計画

があるわけではありませんが、例えば、移転した防衛装備を活用しつつ、様々な安全保障上の課題、これに対応するためのノウハウについて相手国の人材育成を支援をしていくといったことが考えられるわけでございます。

○浜田和幸君 実際に日本の防衛に直接関わっている関わっていないを問わず、企業が東南アジア、世界で様々な民生品を輸出しているわけですから、今の新しい方針の下では軍事転用の可能性のあるデュアルユースもどんどんこれからは日本から出ていくようになりますと、やはり民間企業からの言ってみれば要請、協力要請ですね、政府に対する、様々な、中国あるいは北朝鮮を含めて、そういう安全を脅かすような国々、そういうものの規制をどうやってうまく擦り抜けながら、日本がそういういった広い意味での安全を確保するために日本の民生技術を途上国の安全のために輸出していくのか。

そういう意味で、協議の場というか、いろんなASEANとの防衛協議はあると思えますけれども、今現在でそういう国々から中国の脅威を念頭に置いてどのような形で日本に要請が来ているのか。また、日本とすればどういう方策でこういった途上国を味方につける、そういうことが可能なのか、その辺りについての大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(黒江哲郎君) 東南アジア諸国との間におきます様々な協議、これ、能力構築支援、あるいは装備・技術協力といったものも含めまして様々な協議というのは、我々、大臣レベル、あるいはその下の防衛審議官、あるいは我々局長レベルといったところで重層的に行っておるところでございます。

ただ、この点について、一点、いずれもこれは各国のまさに国の能力の構築を支援するということが主でございます。先生からちょっと御指摘ありましたけれども、特定の国に対抗するといったような、そういうことを念頭に置いたものではないということは是非申し上げさせていただきます。

いと思います。

○浜田和幸君 今の答弁もよく分かるんですけど、ども、やはりこの間の日本、フィリピンの初の海上共同演習にしても、表向きは言いませんけれども、本音の部分では中国に対する脅威、これにどう日本、アメリカの力を得て対抗していくのかというところが暗黙の了解事項だと思ふんですね。ですから、是非そういう意味で、周辺諸国の抱えている危機感といったものを、そしてまた日本に対する期待値といったものをうまく受け止めていただいて、直接中国を、何というか、あおる必要はないと思えますけれども、そういった動きがあることもしっかりと踏まえた上で、日本の防衛技術の海外移転と日本の防衛産業の更なるビジネスの強化ということに取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○糸数慶子君 無所属の糸数慶子でございます。よろしく願います。

まず、防衛省設置法第十二条の改正について伺いたします。

この十二条については、かつて旧憲法下で軍部が暴走した反省を踏まえ、背広組が制服組に優位するといいうわゆる文官統制を定めた規定であるとの指摘もなされています。しかし、中谷防衛大臣は、政府として文官統制の考え方は取っておらず、また十二条が文官統制を定めたものではないことは明らかであるとして、これを否定しています。

現行の十二条によれば、官房長及び局長による大臣補佐は、防衛大臣の行う指示、承認、一般的監督についてはなされることとなっております。これまで、どのような段階においてどのような補佐がなされていたのでしょうか。文官である官房長、局長による大臣補佐が自衛官である幕僚長による大臣補佐に優先するという実態はなかったということでしょうか、お伺いいたします。

○国務大臣(中谷元君) 防衛省・自衛隊、これの管理・運営に当たりましては、防衛大臣が的確な

判断を行うためには、自衛隊の管理・運営の性格上、高度な軍事専門的な知識を要すると同時に、法令を含む政策的な観点も必要になってくることから、文官である官房長、局長による政策的見地からの大臣補佐と、自衛官である各幕僚長による軍事専門的見地からの大臣補佐が行われてきており、この二つの補佐は、上下や優劣の関係ではなくて、言わば車の両輪としてバランスよく行われる必要がございます。

このため防衛省においては、常時日頃から内部部局の文官と幕僚監部の自衛官が担当者レベルから緊密に連携し、施策の立案の段階からお互いの見地のすり合わせを行っております。また、防衛大臣の下に政治任用者、官房長及び局長等の文官、各幕僚長等の自衛官の三者が一堂に会して防衛省の所掌事務に関する基本的方針について審議する防衛会議、これが設置をされておまして、防衛大臣の求めに応じ必要な審議もされているわけでございます。

このような流れによりまして、防衛大臣は両者の補佐を適切に受けて意思決定を行ってきたところでありまして、文官である官房長、局長の補佐を優先をさせていたというわけではございません。

○糸数慶子君 政府は、防衛省設置法第十二条は、従来から、官房長及び局長による政策的見地からの大臣補佐と幕僚長による軍事専門的見地からの大臣補佐を調整、吻合する規定であり、今般の改正によってもその趣旨自体は変更はないというふうに説明していますが、この十二条の趣旨は変わらぬことですが、十二条の運用実態、すなわち実際の大臣補佐のなされ方はどのように変わるのでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 先ほど説明をいたしました、防衛大臣が的確な判断を行うためには、政策的見地からの大臣補佐と軍事専門的見地からの大臣補佐が言わば車の両輪としてバランス良く行われることを確保する必要があります。防衛省といたしまして、このような両見地からの補佐が確

実に行われるように各部局、機関が業務を遂行してきたことから、かかる基本的な業務の体制を変更する必要性が生じているものではございません。

しかし、今回、統合幕僚監部の改編、また防衛装備庁の新設、これが行われます。防衛省の組織構成が変更されることから、防衛省設置法第十二条についてもこの新たな組織構成に適切に対応した規定とするものでございます。

ただし、政策的見地から大臣補佐と軍事専門的見地からの大臣補佐を調整、吻合するという従来からの同条の趣旨自体は変更はいたしません。したがって、防衛省設置法第十二条の改正が、防衛省の業務遂行に当たっての官房長と局長、そして各幕僚長との関係に影響を及ぼすことはないと考えております。

○糸数慶子君 本年三月六日の衆議院予算委員会において中谷防衛大臣が示した文民統制に関する政府統一見解によりますと、我が国の文民統制は、国会における統制、内閣、これは国家安全保障会議も含みますが、内閣による統制とともに、防衛省における統制があることであります。

この三つの文民統制について、政府はそれぞれどのような内容のものと解釈しているのでしょうか。また、これらの統制に優劣関係があると政府は考えているのでしょうか、御説明をお願いいたします。

○国務大臣(中谷元君) 三つのうち、まず国民を代表する国会は、自衛官の定数、主要組織などを法律、予算の形で議決をし、防衛出動などの承認を行います。また、憲法において、議院内閣制の下で国会が内閣監督の機能を果たすことが規定をされております。

国の防衛に関する事務は、一般行政事務として内閣の行政権に完全に属しており、内閣は行政権の行使について国会に対し連帯して責任を負うこととされております。国会の指名に基づいて任命される内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊に對する最高指揮監督権を有しております。

内閣総理大臣により任命される防衛大臣は、内閣を組織する国務大臣として国の防衛に関する事務を分担、管理しています。

このように、三つの文民統制に対する制度がございます。

○糸数慶子君 今、十二条に関していろいろお伺いしたわけですが、これから今後の議論の中身をもっと詰めていくためにも、防衛省設置法十二条に関しては、これ防衛庁設置法、その時代のもの内閣法制局の説明資料としては是非提出をしていただきたいと思います。十二条のその本来の趣旨が明記してあるはずだと思いますので。

委員長、理事会においてこの説明資料を是非提出をさせていただきますように要望いたします。

○委員長(片山さつき君) 後刻理事会において協議させていただきます。

○糸数慶子君 次に、防衛装備の諸外国への装備品の輸出推進についてであります。平成二十六年四月一日の防衛装備移転三原則の決定後、我が国の防衛関連企業が防衛装備品の国際展示会に出展するなど、海外進出を模索する動きがあるように見受けられます。

例えば、防衛装備移転三原則が決定された二か月後の平成二十六年の六月、パリにおきまして開催されたユーロサトリに十数社の日本企業が参加し、初の日本ブースが設置されました。また、同年十一月にジャカルタで行われましたインドデヴィフェンスにも日本企業数社が参加したと報じられています。今月の十三日には、横浜におきまして、世界最大の海洋防衛装備品の国際展示会、マストアジアが開幕されて、ホスト国でもあるこの日本も、ジャパンブースにおきまして、我が国を代表する防衛関連企業が潜水艦装備など多様な装備を紹介しています。

このような我が国防衛関連企業の海外進出の動きにつきまして、政府としてどのような見解をお持ちか。つまり、積極的に支援するのか、抑制的に指導するのか、その認識を明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府参考人(吉田正一君) お答え申し上げます。先生御指摘の防衛装備移転三原則でございますが、この原則の一といたしましては、移転を禁止する場合は明確化ということでございますが、原則二といたしまして、移転を認め得る場合を二つの場合に限定し厳格審査するというふうなことにしてございまして、二つの場合というのは、平和貢献、国際協力、積極的な推進に資する場合と我が国の安全保障に資する場合ということに限定しておるとございまして。また、原則の三として、目的外使用及び第三国移転について適正管理が確保される場合に限定するというふうな、こういうような姿勢で臨んでおるところでございます。

他方で、先生が御指摘されました内外の装備展というふうなことに日本企業が出展しているじゃないかというふうな御指摘でございますが、私どもとすれば、こういった国際協力というのを適切に進めていくに当たって、防衛装備品の国際的な最新の技術動向でございますとか情報というのを入手しておくということは大事なことでございまして、通常、通常の経済行為とは非常に異なるものでございまして、国が適切に関与しながら、移転三原則に基づいて進めていくというふうな考えでございます。

○糸数慶子君 我が国の武器輸出の方針は、平成二十六年四月の防衛装備移転三原則の決定前まで、武器輸出三原則の下、事実上の全面禁輸措置、つまり抑制的な姿勢を貫いてきました。しかし、昭和の時代から官房長官談話などとして例外化措置が積み重なり、包括的な原則を新たに定める必要があるとして防衛装備移転三原則が策定されたというふうな理解しております。

新三原則決定当日、小野寺防衛大臣は、記者会見におきまして、化学防護服やハイチ復興支援等に使うブルドーザー等をその例に挙げて、こうしたものが今後は官房長官の談話を発出しなくても速やかに海外に輸送し、当該国の安定や平和維持に役立つと、平和的な運用をほのめかす説明をしています。また、安倍総理も、新三原則決定後の七月、参議院の予算委員会におきまして、私たちがどどん武器を輸出していくという考えは毛頭ないと答弁されております。

しかし、新原則決定後の防衛産業の国際展示会出展や米国、英国、豪州との防衛装備品の国際共同開発等の動きを見ますと、防衛装備移転三原則は我が国の武器輸出の姿勢を百八十度、つまり抑制的な姿勢から積極的な姿勢へと転換したような印象を持つのですが、改めて政府の見解を防衛大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(中谷元君) 防衛装備の移転につきましては、昨年四月閣議決定しました防衛装備移転三原則、これに基づいて適正な管理を行っております。

この原則は、あくまでも国連憲章を遵守するとの平和国家の基本理念とこれまでの平和国家としての歩み、これを引き続き堅持をした上で、これまで積み重ねてきた例外化の実績を踏まえ、これを包括的に整理しつつ、防衛装備の海外移転に係る手続や歯止めをこれまで以上に明確化したものでございます。

新たな原則の下でも、積極的に武器輸出をする方針に転換をしたり輸出を大幅に解禁するといったことではなく、これまで同様に厳正かつ慎重に対処してまいりたい方針でございます。

○糸数慶子君 衆議院における審議では、防衛省は、現在、装備政策の企画立案、プロジェクト管理、そして研究開発、主要装備品調達に関連業務に約一千八百人が従事しており、この人員が基本的に防衛装備庁に移管することとなるというふうな答弁がなされております。

現在、これら約千八百人が所属する部署において防衛関連企業への再就職がどの程度あり、また、新たな組織ではいゆる天下りについてどのような体制でチェックがなされているのか、特に装備政策部の国際装備課からの再就職が今後見込まれ

るのか、このことも含めて説明を求めます。

○政府参考人(眞部朗君) まず、再就職の実績でございますが、平成二十五年度に再就職いたしました本府省課長、企画官相当職以上の隊員、これにつきましては、事務官等が二十七名、自衛官が百五十四名の合計百八十一名でございますが、このうち、離職前の五年間に防衛省との間に契約を締結した営利企業体への再就職、これを行った者は、事務官等が五名、自衛官が八十三名、合計八十八名となっております。

それから、再就職の規制の制度に関しましては、現在は防衛省におきましては事前審査制を取っておるところでございますが、本年の十月には現在の一般職の国家公務員に準じた再就職等規制を導入する予定でございます。これによりまして、再就職のあっせん、あるいは在職中の利害関係企業への就職活動等が規制されまして、また、不正な行為に対しましては罰則を科す、こういうことによりまして公務の公正性を確保することを予定しております。

それから、こうした規制に関しましては、学識経験者から成る監視機関、こういうものを設けまして厳格な監視を行い、中立性、公正性を担保していくことになるということでございます。

以上、こういった制度が防衛装備庁に関しても適用されるということになるかと思っております。

なお、今御指摘の装備政策部国際装備課、こういったものを含めまして、隊員の再就職、今後どうなるかということにつきましては、隊員個々人の意思によるものでございまして、現時点で具体的に再就職者数を見積もるということは困難でございます。

○糸数慶子君 次に、航空自衛隊の航空総隊の改編について伺いたします。

今回、政府は、南西地域における防空態勢の充実を図るため、那覇基地の航空総隊南西航空混成団第九航空団を新編するための所要の自衛隊法の改正を行うとしております。

現在、那覇基地は、一本の滑走路を自衛隊や民間航空会社が共用する関係にあり、大変混雑しております。第九航空団が新編されますと、自衛隊による那覇基地の使用状況はどのように変化するのででしょうか。また、那覇基地では第二滑走路の建設が進んでおりますが、第二滑走路が完成すると滑走路の混雑状況はどのように解消される見込みでしょうか。政府の説明を求めます。

○政府参考人(黒江哲郎君) 御指摘の第九航空団の新編ということで、那覇基地の戦闘機部隊を二個飛行隊化するということでございますけれども、これに伴います離発着回数につきましては、現時点で確たる見通しということを申し上げるというのとはできないという状況でございます。ただ、当然のことながら、F15の機数が増加するわけでございますので、一定程度、離発着回数というのは増加するというふうには考えております。

他方、今回の第九航空団の新編につきましては、先ほどお触れになりました那覇空港の第二滑走路の増設を前提としたものではございません。ただ、第九航空団の新編に当たりましては、空港の管理者であります国土交通省とも十分調整をした上で、周辺の航空交通、あるいは地域への影響、そういったものに配慮した形で新編を進めていく必要があるというふうに認識をしておるところでございます。

○糸数慶子君 この第九航空団が新編されますと、那覇基地に配備されるF15の機数は約二十機から四十機に増強され、騒音被害等、基地周辺の沖縄県民の負担は一層増すものと考えられます。周辺住民の負担を軽減させるため、政府としてどのような施策を講じるつもりがあるのか、具体的な説明をお伺いいたします。

○政府参考人(中島明彦君) お答え申し上げます。

国土交通省が設置管理しております那覇空港につきましては、新たに配備されます自衛隊機分の騒音の見積りも評価の上、国土交通省が防音対策を実施することとなります。

このため、防衛省といたしましては、国土交通省による防音対策が適切に実施されるよう、那覇基地の戦闘機部隊の二個飛行隊化に関する情報を国土交通省に提供したところでございます。これを踏まえまして、国土交通省において、今年一月一日、住宅防音工事の対象地域である第一種区域を追加指定したものと承知しておるところでございます。

また、防衛省といたしましては、那覇基地に関連いたします民生安定施設の助成についても自治体の御要望を踏まえて実施してきておるところでございます。また、平成二十七年におきましては、豊見城市から昨年五月に御要望をいただきました消防施設に関する補助について財政当局からの承認が得られましたので、その旨、先月二十八日に同市にお伝えをしております。

防衛省といたしましては、新たに配備されます自衛隊機分の騒音も含めまして、那覇空港を設置管理いたします国土交通省による防音対策が適切に実施されるよう、引き続き必要な情報を提供いたしますとともに、地方公共団体から民生安定施設の助成について御要望がある場合には、具体的な計画を伺った上で、障害の実態を踏まえて必要に応じ適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○糸数慶子君 時間になりましたので、ハワイにおけるオスプレイの墜落事故に関してはまた次回にお伺いしたいと思います。

いずれにいたしましても、県民の負担を軽減するというふうには、防衛大臣を始め政府の答弁はこの沖縄の基地問題あるいは自衛隊の問題についてもおっしゃいますけれども、改めてこうやってF15を四十機増強されるということも聞いております。本当の意味での沖縄県民の負担軽減に是非配慮していただきますようお願いを申し上げます。

て、終わりたいと思います。

○委員長(片山さつき君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

防衛大臣は御退席いただいて結構でございます。

○委員長(片山さつき君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案の審査のため、来る二十八日に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片山さつき君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片山さつき君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

五月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、立法措置を行わないことに関する請願(第九五〇号)

一、TTP(環太平洋連携協定)への参加に反対することに関する請願(第九五一号)

一、TTP交渉からの撤退に関する請願(第九五二号)(第九五三号)(第九五四号)(第九五五号)(第九五六号)(第九五七号)(第九五八号)(第九五九号)(第九六〇号)(第九六一号)(第九六二号)

一、TTP交渉から直ちに離脱することに関する請願(第九六三号)(第九六四号)(第九六五号)(第九六六号)(第九六七号)(第九六八号)(第九六九号)(第九七〇号)(第九七一号)(第九七二号)(第九七三号)

第九五〇号 平成二十七年五月十四日受理

集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、立法措置を行わないことに関する請願

請願者 埼玉県白岡市 佐藤政信 外七百二十四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第九五一号 平成二十七年五月十四日受理

TPP（環太平洋連携協定）への参加に反対することに関する請願

請願者 東京都西東京市 長谷川桂子 外五百二十三名

紹介議員 田村 智子君

TPPは、大企業のための経済ルールを何よりも優先させるもので、国の主権も奪われることになり、少なくとも国民のための協定ではない。TPP参加になると、混合診療の導入により実質国民皆保険制度が崩壊し、労働者を守るための国内法規が撤廃される危険がある。生活と仕事に大きな影響を与えるTPPの参加には反対である。消費税増税は、国民生活と業者の営業を直撃し、復興事業や被災地にも大きな影響があり、増税中止を求める。また、国民共通番号制度の導入と維持・管理には巨額の税金が必要であり、セキュリティ問題もあることから導入すべきではない。政府が進めている社会保障制度改革は、自分のことは自分で守る自助、そして家族、親族等の助け合いの共助を全面に出し、国による責任を縮小し、公助を後退させるものである。国民の負担増による改革には断固反対である。

ついでに、生活を守るため、次の事項について実現を図りたい。

一、TPP（環太平洋連携協定）への参加に反対すること。

第九五二号 平成二十七年五月十四日受理

TPP交渉からの撤退に関する請願

請願者 長野県松本市 吉田美雪 外千二百三十二名

紹介議員 井上 哲士君

政府は、与党自らの公約ばかりか八割を超える地方議会決議に表された国民世論も裏切つて、TPP（環太平洋経済連携協定）交渉への参加を強行した。しかも、参加前は「参加していないので情報がない」と情報開示をせず、参加後は「秘密保持契約により公表できない」として、政府が交渉で何を主張したかも含め、国民にも国会にも内容を一切明らかにしないまま、交渉を続けている。政府は自ら「守るべきは守る」と表明した。同時に、国権の最高機関たる国会の衆・参農林水産委員会決議は、農産品五品目を関税撤廃の例外とすることと併せ、食の安全基準や表示、漁業補助金を維持すること、ISD（投資家対国家間紛争処理）条項に合意しないこと、聖域が確保できない場合は交渉からの脱退も辞さないこと、さらには、交渉により収集した情報は速やかに国会に報告し、国民的議論を行うことなどを求めている。政府・交渉官は、国会決議を尊重する義務があり、これに反した交渉を進めることは許されない。加えて、TPP交渉と並行して、長年アメリカが要求してきた非関税障壁撤廃に向けた二国間協議が秘密のまま行われており、これでは何がTPP交渉で扱われ、何が二国間協議で扱われているのか、国会も知ることができないまま結論だけが押し付けられることになる。情報を公開せず国民的議論もないまま進められている、国民の命と暮らし、食、雇用や地域経済を脅かし、主権をも脅かしかねないTPP交渉及び二国間協議はやめるべきである。

ついでに、次の事項について実現を図りたい。

一、TPP交渉の内容を公表すること。
二、政府はTPP交渉から撤退すること。

第九五三号 平成二十七年五月十四日受理

TPP交渉からの撤退に関する請願

請願者 京都市 青山美奈子 外千二百三十二名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第九五二号と同じである。

第九五四号 平成二十七年五月十四日受理

TPP交渉からの撤退に関する請願

請願者 札幌市 山口ハツヨ 外千二百三十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第九五二号と同じである。

第九五五号 平成二十七年五月十四日受理

TPP交渉からの撤退に関する請願

請願者 東京都大田区 原田秀雄 外千二百三十二名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第九五二号と同じである。

第九五六号 平成二十七年五月十四日受理

TPP交渉からの撤退に関する請願

請願者 京都府長岡京市 井尻美和子 外千二百三十二名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第九五二号と同じである。

第九五七号 平成二十七年五月十四日受理

TPP交渉からの撤退に関する請願

請願者 東京都町田市 坂倉寿 外千二百三十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第九五二号と同じである。

請願者 神戸市 森本かおる 外千二百三十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第九五二号と同じである。

第九六〇号 平成二十七年五月十四日受理

TPP交渉からの撤退に関する請願

請願者 大阪府東大阪市 上田ひとみ 外千二百三十二名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第九五二号と同じである。

第九六一号 平成二十七年五月十四日受理

TPP交渉からの撤退に関する請願

請願者 熊本県合志市 橋爪真由美 外千二百三十二名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第九五二号と同じである。

第九六二号 平成二十七年五月十四日受理

TPP交渉からの撤退に関する請願

請願者 大阪府守口市 谷口果菜 外千二百三十二名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第九五二号と同じである。

第九六三号 平成二十七年五月十四日受理

TPP交渉から直ちに離脱することに関する請願

請願者 京都府南丹市 水口恵子 外二百二十二名

紹介議員 井上 哲士君

安倍・自公政権は、TPP参加に反対する多くの国民世論に反して交渉の場についた。関税の撤廃による外資参入を拡大し、日本の農業や医療、地域経済そのものを破壊するという国民の批判をかかわすため、安倍政権は医療や農業を守ると国民に約束したが、交渉参加の場では一切主張していない。そもそもTPPは、締結後も四年間はその内容を明らかにしない国民不在の秘密協定であ

る。中小業者にとつては、官公需の地元優先発注や不況対策融資など、国内産業を守る規制や制度を廃止するものであり、中小業者の経営を支えてきた施策や仕組みさえ取り払われる危険性がある。日本の食料自給率を高め、内需振興や農商工連携を強化することこそ、我が国の経済と地域社会を復興させる道である。

ついで、次の事項について実現を図りたい。
一、T P P（環太平洋連携協定）交渉から直ちに離脱すること。

第九六四号 平成二十七年五月十四日受理

T P P交渉から直ちに離脱することに関する請願

請願者 奈良県生駒郡斑鳩町 千田友子
外二百二十二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第九六三号と同じである。

第九六五号 平成二十七年五月十四日受理

T P P交渉から直ちに離脱することに関する請願

請願者 埼玉県狭山市 青木豊 外二百一十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第九六三号と同じである。

第九六六号 平成二十七年五月十四日受理

T P P交渉から直ちに離脱することに関する請願

請願者 東京都大田区 齋藤眞理 外二百二十二名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第九六三号と同じである。

第九六七号 平成二十七年五月十四日受理

T P P交渉から直ちに離脱することに関する請願

請願者 京都市 植本清美 外二百二十二名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第九六三号と同じである。

第九六八号 平成二十七年五月十四日受理

T P P交渉から直ちに離脱することに関する請願

請願者 東京都大田区 多田まり子 外二百二十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第九六三号と同じである。

第九六九号 平成二十七年五月十四日受理

T P P交渉から直ちに離脱することに関する請願

請願者 東京都大田区 片桐加津子 外二百二十二名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第九六三号と同じである。

第九七〇号 平成二十七年五月十四日受理

T P P交渉から直ちに離脱することに関する請願

請願者 奈良県大和郡山市 山崎美智代 外二百二十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第九六三号と同じである。

第九七一号 平成二十七年五月十四日受理

T P P交渉から直ちに離脱することに関する請願

請願者 奈良県大和郡山市 田村靖晃 外二百二十一名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第九六三号と同じである。

第九七二号 平成二十七年五月十四日受理

T P P交渉から直ちに離脱することに関する請願

請願者 奈良県大和郡山市 岡本裕子 外二百二十二名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第九六三号と同じである。

第九七三号 平成二十七年五月十四日受理

T P P交渉から直ちに離脱することに関する請願

請願者 奈良県天理市 渡利敬子 外二百二十二名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第九六三号と同じである。

平成二十七年六月二十三日印刷

平成二十七年六月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P